



新しい保険証に

交換手続き実施中

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

8月から使用していただく保険証への交換手続きを、国保年金係で行っています。保険証の有効期限をご確認の上、まだ新しい保険証をお持ちでない方は、手続きを行ってください。

毎年行う所得の判定

高齢者（70歳以上75歳未満）については、毎年8月1日現在の世帯員の前年の所得を判定して、医療費の負担割合が決まります。町では、高齢受給者証を兼ねる保険証を発行しています。

○一部負担が1割・2割の方

【低所得Ⅱ】

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方

【低所得Ⅰ】

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方

【一般】

一定以上所得者にも住民税非課税にもあてはまらない方

○一部負担が3割の方

同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方

※対象者が2人以上いる場合の収入の合計が520万円以上、1

人の場合は383万円以上にならない方は、申請により1割または2割負担になります。

27年度の申請受付開始

「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の交付申請を受け付けます。この認定証の交付を受けると、入院時の食事代の負担の軽減や、医療費の自己負担限度額を下げる事ができます。病院などにかかっているにもかかわらず、申請手続きをすることができません。詳しくはご相談ください。

臓器提供意思表示欄の設立

臓器移植法の改正に伴い、保険証裏面に臓器提供意思表示欄が設けられています。記入は任意ですが、記入した場合は保険証台紙に付いている臓器提供意思表示保護シールを貼り付けてください。

国保税減税の強い味方

ご存知ですか？

ジェネリック医薬品

国民健康保険に加入している方へ「ジェネリック医薬品希望カード」をお渡ししています。ジェネリック医薬品を希望される方は、保険証と一緒に医療機関へ提示してください。



ジェネリック医薬品って？

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬（先発医薬品＝新薬）の特許終了後に有効成分、用法・用量、効能および効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の許可のもとで製造・販売された、新薬より安価な薬です。

なぜ注目されているの？

近年医療費の増加が問題となつていますが、その3割を薬剤費が占めているといわれています。もしも変更可能な薬をすべてジェネリック医薬品に変えられれば、医療費の大きな節減ができます。自分たちの医療保険制度を支える上でもジェネリック医薬品はとても注目すべきものなのです。

どうやったらもらえるの？

病院内で薬をもらう場合は、診

察券などと一緒「ジェネリック

医薬品希望カード」を出すか、医師に提示してジェネリック医薬品へ変更することができるか相談してみてください。薬局で処方薬をもらう場合には、薬局で薬剤師に「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して相談してみましよう。

※特許期間が切れていない新薬など、すべての薬がジェネリック医薬品にかえられるということではありません。

でもなんだか不安だな…

長く飲みなれた薬をジェネリック医薬品に変えるのは少し不安だなと感じる場合は、とりあえず1週間分（短期間分）だけを切り替えて様子を見る「おためし調剤」を受けることができます。そして服用後体調の安全を確かめてから残りを処方してもらえます。変更に対する不安や疑問は積極的に医師や薬剤師に相談してみましよう。



児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届を忘れずに

福祉保健課 福祉係・子育て支援係 ☎77-3914

現在、児童扶養手当を受給されている方は、8月3日から8月31日までに現況届を提出してください。特別児童扶養手当を受給されている方も、8月11日から9月10日までに現況届を提出してください。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童（障がいのある児童は20歳未満）の、父または母や父母に代わってその児童を養育している方（養育者）に支給する手当です（ただし、所得制限があります）。

■手当を受けられる場合

1. 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童

■支給額		(月額)
全部支給	41,430円	
一部支給	41,420円～9,780円 (前年所得に応じ10円刻みで変動)	
加算	第2子	5,000円
	第3子以降	1人につき3,000円

*平成26年4月分より額が改定されました。

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または母が婚姻したとき（内縁関係、同居も同じ）
2. 対象の児童を養育しなくなったとき（父または母、養育者、児童の死亡・行方不明、児童の施設入所など）
3. 国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金などの公的年金を受けることができるようになったとき
4. その他受給要件に当てはまらなくなったとき

特別児童扶養手当

20歳未満で心身に障がいのある児童扶養のため、その父または養育者に対して支給する手当です。

■手当を受けられる場合

精神または身体に「障がい等級表」に該当する程度の障がいのある児童の父母、または養育者

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父母、または養育者が対象児童を監護、または養育しなくなったとき
2. 対象児童が児童福祉施設や心身障がい者援護施設に入所したとき
3. 対象児童が死亡したとき
4. 手当を受けている父母、または養育者が死亡したとき
5. 対象児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるようになったとき

《注意》

受付期間内に現況届の提出がない場合、8月分以降の手当を受けることができなくなる場合があります。また、2年以上現況届の提出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなりますのでご注意ください。

※所得制限額、その他制度に関することは、福祉保健課子育て支援係へお問い合わせください。

ひとり親家庭（母子・父子家庭）等医療費助成制度

ひとり親家庭の父または母とその子どもが、病院などの医療機関にて保険診療を受けたとき、その自己負担額の一部を助成しています。

《助成額》 医療機関で支払った自己負担額から、一部負担金を差し引いた額

一部負担額 ▶ 通院 診療報酬明細書1件当たり1,000円

調剤 診療報酬明細書1件当たり1,000円

* 所得制限額は児童扶養手当支給制限額と同額です。

* 毎年8月に資格申請が必要になります。申請については、福祉保健課子育て支援係へお問い合わせください。



カローリングは力加減が難しい
(6月14日 子ども会スポーツ交流会)